

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月1日から同年11月1日まで

A社の厚生年金保険の資格喪失年月日が平成19年10月1日とされているが、私は同年10月31日まで勤務しており、10月の厚生年金保険料も控除されている。

給与支給明細書などの資料を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与支給明細書、雇用保険の被保険者記録、A社が保管する申立人に係る出勤簿及び在籍証明書により、申立人が平成19年10月31日までA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記給与支給明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業所が保管する健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成19年10月1日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年12月から13年4月までは41万円、14年7月及び16年2月から17年6月までは15万円、同年7月から18年6月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日、18年7月25日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を16万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から19年4月16日まで
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月20日
④ 平成18年7月25日
⑤ 平成18年12月22日

日本年金機構から届いた標準報酬月額記録と、A社に勤務していた期間の給与支払明細書を比較したところ、標準報酬月額が給与より低いと思う。また、賞与明細書を確認したところ、4回支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録が無い。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成12年12月から13年4月までの期間、14年7月及び16年2月から18年6月までの期間の申立人の標準報酬月額については、A社の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、12年12月から13年4月までは41万円、14年7月及び16年2月から17年6月までは15万円、同年7月から18年6月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑤までについて、申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、平成17年7月25日、同年12月20日、18年7月25日及び同年12月22日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、16万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成13年5月から同年12月までの期間、14年4月から同年6月までの期間、同年8月から15年1月までの期間、同年6月、同年8月、同年9月、同年11月から16年1月までの期間及び18年7

月から 19 年 3 月までの期間については、給与支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、一部の期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成 12 年 10 月、同年 11 月、14 年 1 月から同年 3 月までの期間、15 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 10 月については、給与支払明細書が無く厚生年金保険料の控除について確認できない上、申立人から提出された預金通帳の写しからは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っていた事実は確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和42年3月にB社（現在は、C社）に入社し、申立期間は同社の関連会社であるA社に出向していたが、異動時の事務手続の手違いから厚生年金保険の被保険者記録に1か月の欠落期間が生じている。

会社の証明書類を提出するので、1か月の欠落期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る人事記録及びC社健康保険組合の健康保険資格証明書から判断すると、申立人は、B社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和47年8月31日にB社本店からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難く、事業主が昭和47年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月及び 62 年 5 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月
② 昭和 62 年 5 月から同年 8 月まで

30 歳代になり年金の重要性に気付き、はっきりした日時は不明だが、A 市役所 B 出張所に出向き、申立期間に相当する 5 か月の国民年金保険料をまとめて納付した。市役所の窓口で現金で納付し、その際に職員が年金手帳に記録を記入した。未納とされているのは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 9 月以降の時期において、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書によらず A 市役所の窓口で現金を持参して納付したと主張しているが、申立期間①については、当初、国民年金第 3 号被保険者期間として記録されていたところ、配偶者の厚生年金保険被保険者資格が喪失していた期間が判明したことにより、平成 8 年 7 月 22 日付けで国民年金第 1 号被保険者期間に訂正処理がなされていることから、昭和 62 年 9 月頃においては、当該期間は国民年金第 3 号被保険者期間であったことにより国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が納付したとする昭和 62 年 9 月頃においては、申立期間①に係る保険料は過年度納付となることから、申立期間②に係る保険料と同時に市役所窓口において納付することはできず、申立人の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人は、日時は不明であるが A 市役所 B 出張所で国民年金保険料を納付した際に、職員が年金手帳に記録を記入したと主張しているところ、申立人の年金手帳には、「3 号特例届出平成 8 年 7 月 5 日」と押印され、被

保険者種別の変更年月日の訂正記録が確認でき、これらの記載事項は国民年金第3号被保険者期間に係る特例届出として記載されたものと考えられ、ほかに手帳に記載されている事項は無く、国民年金保険料を納付したことを示す記載は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 61 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 61 年 3 月まで

A社を退職後、B市役所で国民年金への切替手続を行った。厚生年金保険の加入期間を 240 か月にするため、一時、第4種被保険者になった時期もあったが、当該期間も含め、昭和 55 年 10 月から 60 歳に達する平成 15 年*月までずっと国民年金保険料の納付（付加保険料を含む）を続けていた。申立期間が未納とされているのは納付できない。当時の確定申告書控えを提出するので、確認して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はA社を退職後の昭和 55 年 11 月 4 日に払い出されたことが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。しかしながら、申立人は 56 年 3 月 24 日に厚生年金保険第4種被保険者資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失したことが、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿の記録から確認でき、これにより納付済みであった同年 3 月分の国民年金保険料が重複納付を理由に、同年 9 月 25 日に還付処理が行われていることを踏まえると、同年 3 月から 57 年 11 月までの厚生年金保険第4種被保険者期間について申立人が国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は昭和 57 年 11 月に厚生年金保険制度の老齢給付受給資格期間（240 か月）を満了したことから、申立期間のうち同年 12 月から 61 年 3 月までの期間は国民年金の任意加入者となり、加入手続を行った後に保険料納付が可能となるところ、申立人が再加入手続を行ったのは同年 4 月であり、当該時点で任意加入期間の国民年金保険料は納付することができない。

さらに、申立人から提出された確定申告書控え（昭和 56 年から 61 年まで

の分) によると昭和 56 年度から 60 年度までの期間は、一人分の国民年金定額保険料に相当する金額が申告されていることが確認できるものの、i) 付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたとする申立人の保険料額とは一致しないこと、ii) 61 年度は妻の定額保険料と申立人の付加保険料を含めた納付保険料の申告が確認できることを踏まえると、56 年度から 60 年度までの期間に係る申告は申立期間を含めて納付済みとされている申立人の妻の保険料と推認できる上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から平成5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から平成5年6月まで

私の年金記録を確認すると、申立期間について国民年金保険料が、未納、免除及び厚生年金保険の被保険者期間となっているが、私は申立期間についても、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので調査の上、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料は、私が銀行や郵便局で納付していた。国民年金に関することは、夫婦二人分を一緒に行っていた。」と述べているところ、申立人の妻についても申立期間は、申立人と同様に未納となっている。

また、申立期間のうち、A市B区に居住していた昭和56年4月から60年6月までの期間について、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、昭和56年度及び57年度について、現年度保険料が未納のために過年度納付の催告が行われたことが確認できる上、昭和59年4月から60年6月までの期間は申請免除と記録されていることから、同区に居住していた当時、申立人は保険料の納付が困難な状況であったことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和60年7月以降について申立人は、厚生年金保険の被保険者となっている上、転居の際にも国民年金に係る住所変更手続を行ったことがないと述べていることから、転居先の各市町村において、申立人が国民年金被保険者と把握されていたとは考え難く、保険料を納付できる状態ではなかったと推認される。

加えて、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほか

に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から平成 7 年 3 月まで

私の年金記録を確認すると、申立期間について国民年金保険料が、未納、免除及び厚生年金保険の被保険者期間となっているが、私の国民年金については、夫が保険料納付や各種手続をしていたので調査の上、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金に係る手続を行っていた申立人の夫が、「妻の申立期間に係る国民年金保険料は、私が銀行や郵便局で納付していた。国民年金に関することは、夫婦二人分を一緒に行っていた。」と述べているところ、申立人の夫についても申立期間は、申立人と同様に未納となっている。

また、申立期間のうち、A市B区に居住していた昭和 56 年 4 月から 60 年 6 月までの期間について、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、昭和 56 年度及び 57 年度について、現年度保険料が未納のために過年度納付の催告が行われたことが確認できる上、昭和 59 年 4 月から 60 年 6 月までの期間は申請免除と記録されていることから、同区に居住していた当時、申立人は保険料の納付が困難な状況であったことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月以降について申立人は、厚生年金保険の被保険者となっている上、申立人の国民年金に係る手続を行っていた申立人の夫が、転居の際にも国民年金に係る住所変更手続を行ったことがないと述べていることから、転居先の各市町村において、申立人が国民年金被保険者と把握されていたとは考え難く、保険料を納付できる状態ではなかったと推認される。

加えて、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立

人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から51年12月まで
私が20歳に到達したのを契機に、父が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていたと思う。申立期間について未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は昭和52年2月に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人が所持する年金手帳、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び申立期間のうち婚姻後に居住していたとするA市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、昭和52年1月17日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、「私が所持する国民年金に係る当時居住していた地域のパンフレットは、父が私の国民年金の加入手続をした時に受け取ったものである。」と主張しているが、当該パンフレットには、「掛金（保険料）1カ月1,400円」と記載されていることが確認でき、当該金額は、昭和51年4月から52年3月までの期間の1か月分の定額保険料額である上、「52年4月から2,200円になります。」と記載されていることも確認できることから、当該パンフレットは、国民年金手帳記号番号の払出しの時点で受け取っ

たものであると考えられる。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成元年 10 月から 1 年間の標準報酬月額がその前後の期間に比べて低い。申立期間中に給与が減額された記憶は無く、標準報酬月額は 14 万 2,000 円であった。給与支給明細書などの資料を提出するので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書により、申立期間において、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社厚生年金基金が保管する加入員適用記録により、申立期間における申立人の厚生年金基金の標準給与の記録は、厚生年金保険の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、賃金台帳及び辞令については、保存年限経過のため廃棄済みであり、申立人の報酬月額、保険料控除額は不明である旨回答している。

このほか、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 56 年 7 月に A 社から A 社 B 事務所へ転勤となったが、転勤当初の 3 か月間について厚生年金保険被保険者記録が無い。A 社 B 事務所は新規に設立された事業所であり、事務手続が遅れ、空白期間が生じていると思う。

継続して勤務していたにもかかわらず、空白期間が存在するのは納得できないので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A 社 B 事務所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社の総務担当者は、「社会保険の適用は、申立期間当時、本社一括から各支店に移行したため、各支店を管轄する社会保険事務所（当時）へ出向き手続を行った。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A 社 B 事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 9 月 1 日となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間に該当する。

また、申立期間当時の A 社の同僚で申立人と同時期に A 社 B 事務所、A 社 C 事務所及び A 社 D 支社に勤務していた者の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、全ての同僚について、申立人と同様に昭和 56 年 6 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、各事務所及び支社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 9 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が

無い同僚が所持する給料支払明細書によると、被保険者記録の無い3か月間について厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、申立人についても、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったと考えるのが相当である。

加えて、オンライン記録によると、A社B事務所は昭和61年2月1日に合併のため厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、合併先であるE社に照会したところ、当時の資料は保管していないため当時の状況は不明である旨回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 20 日から 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 1 日から 40 年 4 月 3 日まで

日本年金機構から届いたはがきにより、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）に勤務していた期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。A社では姉と一緒に働いていた。姉は同社の厚生年金保険の期間について老齢年金の支給対象となっているのに、私は脱退手当金をもらったことになっている。また、B社の厚生年金保険の期間についても脱退手当金をもらったことになっている。どちらも受給した記憶が無いので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年8月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は、脱退手当金支給決定日直前の昭和40年6月17日に氏名変更されていることから、脱退手当金の請求に併せて手続されたものと考えられる。

さらに、申立人は、B社において厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金の強制加入期間があるものの、昭和50年1月20日に国民年金手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入していない期間があるなど、当時、申立期間を年金受給につなげようとする意思を有していた状況はいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、A社と一緒に勤務していた姉については、同社の厚生年金保険被保険者期間について老齢年金の支給対象となっていることを主張しているが、申立人の姉については、同社において被保険者資格喪失後、すぐに国民年金に加入し保険料を納付していることがオンライン記録により確認でき、当時、同社に係る被保険者期間を年金受給につなげようとする意思を有していた状況がうかがえる上、申立人の姉の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示は記されていないことが確認できる。

奈良厚生年金 事案 1263 (事案 1023 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで
前回の申立ては認められなかったが、記録されているような低い標準報酬月額では、生活をすることも子供を育てることもできなかった。当時の A 業種の工場に勤務していた工員の平均給与額を調査して、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の標準報酬月額のみが他の被保険者と比べ著しく低額であるという状況はみられないこと、ii) 申立人の事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、遡って記録が訂正された形跡は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 9 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立人は、当時の A 業種の工場に勤務していた工員の平均給与額を調査して厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしいと主張している。

しかし、A 業種の工場が加盟する団体の保管する工員の給与実態等の資料を調査したところ、申立人の標準報酬月額は当該資料における同じ年齢層の工員の平均給与額と比べ低いことが確認できるものの、当該資料の平均給与額の計算の根拠とされた作業時間数、その他手当等について申立人に該当するか否か確認できない上、当該平均給与額は、申立人の給与額を示す資料ではなく、同資料において、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料を確認することはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月12日から54年6月1日まで

私は、昭和52年12月にA社（現在は、B社）に入社し平成4年5月まで継続して勤務した。

しかしながら、オンライン記録によると、昭和54年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したとされており納得できない。

申立期間においてもA社に勤務していたことを証明する資料を提出するので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申込者の名刺、入会申込書、仮領収書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたと認められる。

しかしながら、B社の現在の事務担当者は、「一般的に、歩合制の外回りの営業職の場合、厚生年金保険料の控除額を決めることが難しいため、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる。」と証言している上、申立人のことを記憶している複数の同僚も、歩合制の外回りの営業職に従事していた者は、厚生年金保険の適用がなかったが、内勤の営業職に従事していた者は適用があったと思う旨の証言をしており、内勤の営業職に従事していたとされる同僚には、申立期間の一部に同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人が記憶している同一職種の同僚は、申立人と同様にC社で昭和54年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間においてA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させ

る取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人から提出された昭和 54 年分の確定申告書の写し（裏面）に記載されている社会保険料控除額は、申立てどおりの厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料が給与から控除されていたとする試算額とは大幅に一致しないことから、給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿（事業所台帳）に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年から24年2月頃まで
A社の開所に伴い、父と共に働き始めた。在職中には同僚の結婚式の手伝いをし、慰安旅行にも行った。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所記号簿によると、A社は、昭和23年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち22年から23年5月31日までの期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、申立人と同一職種の同僚1人については、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A社は、昭和24年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び同僚に照会したものの、同事業所における厚生年金保険の取扱い及び申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 1 日から 43 年 7 月 14 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 2 月 16 日まで

日本年金機構から送付されてきたはがきを見て、私の厚生年金保険加入期間のうち、A社及びB社における被保険者期間が脱退手当金支給済みの記録になっていることを知った。

当時、脱退手当金の制度を知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「44年脱」の丸印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年6月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が存在することについては、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立期間に係る記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったことから、未請求期間が存在することについて不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 20 日から 35 年 10 月 30 日まで
私は、家事と子育てに専念するため、昭和 35 年 10 月に A 社を退職した。脱退手当金が支給された記録となっているが、受給した記憶はないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 2 月 4 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後の被保険者に係る脱退手当金の受給状況について調査したところ、申立人の被保険者資格喪失日の前後 3 年以内に資格を喪失している者 7 人のうち、全員が脱退手当金の受給要件を満たしているが、そのうちの 5 人は同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっており、いずれも被保険者資格喪失日から半年以内に支給決定がなされていることが確認できることを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間に係る記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはい

かがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月17日から37年8月6日まで
年金事務所で年金の裁定請求を行った時に、A社の厚生年金保険の加入期間について脱退手当金が支給済みとされていることを知った。受給した記憶は無かったものの、その時は引き下がったが、今回、脱退手当金についてのハガキが送られてきたので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人の被保険者資格喪失日の前後4年以内に資格を喪失している者12人のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者は10人いるが、そのうちの5人は同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっているところ、申立期間当時の同社の人事担当者は、「退職する女性の従業員に脱退手当金の説明をしていた。」と証言しており、支給記録が確認できる複数の同僚も、「会社に脱退手当金の請求をしてもらった。」と証言していることを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間に係る記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいわがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 7 月 10 日まで
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 34 年 9 月 20 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 16 日から 40 年 12 月 31 日まで

私は、平成 17 年 2 月頃、社会保険事務所（当時）からの被保険者記録照会回答票により、申立期間について脱退手当金を受給したとされていることを知ったが、受け取った覚えが無いのでおかしいと思っていた。今回はがきにより再度調査してもらえることを知り申し立てた。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 4 月 21 日に支給決定されているほか、A 社 B 支店の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 5 日から 39 年 8 月 21 日まで
② 昭和 40 年 1 月 17 日から同年 3 月 29 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 22 日から 42 年 1 月 26 日まで
④ 昭和 42 年 3 月 1 日から 44 年 12 月 21 日まで

年金事務所からの通知で、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受け取った記憶がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和45年4月16日に支給決定されているほか、A社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間に係る記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。